

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月～12 月）まいわし太平洋系群
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 10 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、M S Y を達成する水準に調整係数（ $\beta = 1.0$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値を A B C とし、T A C は当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まいわし太平洋系群	661,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：1,432 千トン（M S Y を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：530 千トン（M S Y の 60%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：53 千トン（M S Y の 10%が得られる親魚量）

（参考 2）T A C 及び漁獲実績の推移

単位：万トン

	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度	R3 (2021) 管理年度
T A C	66.3	97.1	92.2	79.1	97.3
漁獲実績	—	52.9	58.4	58.2	59.5

（出典：T A C 報告より水産庁作成）

2 配分（案）

- （１）ＴＡＣの２０％を国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。また、管理年度の５月末までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の１２分の５とする。
- （２）過去３か年（令和２年から令和４年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （３）配分量は別紙のとおり。

3 管理年度途中のＴＡＣの調整（案）

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のＡＢＣが、当該管理年度のＡＢＣよりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件（※）の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でＴＡＣを調整することができる。

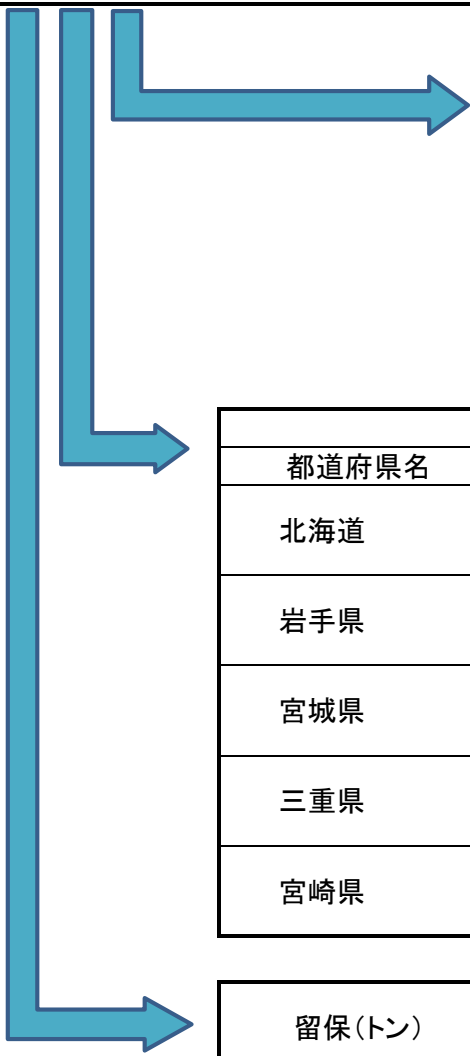
- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和１８年（２０３６年）に、少なくとも５０パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度のＴＡＣに一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定されるＴＡＣは、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ ＴＡＣの調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したＴＡＣの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

（※）科学的に妥当な条件

- ・ 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、ＴＡＣの調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
- ・ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
- ・ 当該管理年度におけるＴＡＣの調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

令和8管理年度まいわし太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし太平洋系群	661,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当て(IQ)を行う管理区分)	208,300
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	199,300

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	21,000	青森県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	12,000	
宮城県	32,500	
三重県	10,800	
宮崎県	9,300	

留保(トン)	132,200
--------	---------